文京区補助金等チェックシート (実績検証用)

所属福祉部障害福祉課障害者施設担当問合せ先03 - 5803 - 1285

1	補助釒	きの名	3称等													;	3年度調	看查
補	助金	<u>:</u> の	名	称	定期借地権利用による障害者施設整備促進事業補助金													
根	拠	規	定	等	文京区定期借地権利用による障害者施設整備促進事業補助要綱													
創	設	4	年	月	令和	2	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	Ţ	1年	終了	予定	年月			
見	直	L	年	月			年		月	経過年数 〔自動計算〕	Ţ							
見	直し	. の	内	容														
					款			項		目		大事業			中事業	ŧ	計画事業	業番号
予	算	1	科	目	5 民生費		3 心身 福祉費	♪障害者 さ		心身障害者 祉事業費		障害者グル- ーム等整備費			子者グル 等整備:		84	1
補	助金	<u>:</u> の	種	別	□ 奨励的	勺補助	ı 🗆	施設運富	当 補	助 □扶	助的	り補助 ☑	投資的) 的補助		利子補約	À	
2																		
補	助	į		的	法人等に	対し、	定期信	昔地権を	没定	する際に要	する	り受けて、障 る経費の一部 すすることを目	『を補品	助するこ				
補	助事	業 等	の内	容	生活介護	施設ス	又は障	害者グル	ν— [·]	プホームを割	Ě 備	する際の定	期借地	也権一時	寺金に対	対する補	助	
補	助対象	経 費	の内	容	定期借地	権の-	一時金											
					□ 区民 □ 地域活動団体 □ NPO(特定非営利活動団体) □ 事業者 □ その他													
補	助事	〕 業	者	等	 〔特定の相]手方(に補助	している:	—— 場合	は具体的に	記力	ሊ)						
							助率		1,	/2)	□定額	補助	額)
					□補助単	-	,	助単価	• ,	-	,	単位	(1111-22]		☑ ₹ のਿ	也	,
					†象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除して得た額とを比較して 補助率を乗じて得た額(東京都定期借地権補助金の交付額が限度)													
					〔定額又は	は補助	単価の	の場合は	金客	質設定の考え	方	を具体的に	記入〕					
公	募	ص	状	況	補助要件	を満た	- -す法.	人であれ	ばネ	浦助対象にな	いる	0						
	績報告途の				☑領収割	<u></u>	☑契	約書		〕決算書		〕成果物	✓ ₹	その他		輔助金額 島(写し)		
					☑区単独	ŧ		負担害	割合	区 1/2	2	国	ā	邹	i	補助対象	者	
補	助・単	鱼独	の状	況	□補助(区上剩	乗せ無	し) 上乗t	ا ص+									
					□補助(区上剩	€せ有り	内容・1										

3 交付実績 (件、千円)

	項目	30年度(決算)	元年度(決算)	2年度(決算)	3年度(予算)	
玄	を付(見込み)件数	_	_	0	2	
決算(予算)額		_	_	0	3,000	
	国庫支出金	-	-	0	0	
	都支出金	-	-	0	0	
	その他	_	_	0	0	
	一般財源	_	-	0	3,000	
交付実績の特記事項						

4 補助金の交付の適否に関する基準 〔○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当〕

項目	内容	判定	判定の理由(Δ、×の場合のみ記載)
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	0	
必要性	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合してい るか	0	
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	0	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	0	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金 の申請をする機会が確保されているか	0	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	0	
	補助金の交付以外の代替策はないか	0	
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	_	
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	_	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	-	
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	0	
(妥当性) ※個人等の	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	0	
補助金については不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	0	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	施設整備費補助以外にも補助メニューが拡大されることにより、事業者の負担軽減が図られ、 生活介護施設及び障害者グループホームの整備が促進される。
課題	令和2年度からの制度だが、まだ実績が出ていない。制度の活用が促進されるよう、周知等を 行う必要がある。
今後の 方向性	生活介護施設及び障害者グループホームの整備についての要望が高いため、事業者の誘致が進むよう、機会を捉え制度活用を呼び掛けていく。「主に重症心身障害児又は医療的ケア児を支援する障害児通所施設」向けの補助制度の拡充を図っていく。